

第1 市 民 参 画

- 1 参 画
- 2 協 働
- 3 市 民 相 談
- 4 男 女 共 同 参 画
- 5 人 権 教 育 ・ 啓 発
- 6 国 際 交 流 ・ 多 文 化 共 生
- 7 生 涯 学 習
- 8 芸 術 文 化
- 9 (公財)岐阜市国際交流協会
- 10 みんなの森 ぎふメディアコスモス

1 参 画

地方自治の原点は、住民がまちづくりの主権者であることにある。行政が行う施策は、住民の必要性に基づき広く市民に理解されるだけでなく、政策形成の過程に多くの市民が参画し、幅広い市民の意見が施策に反映されることが必要である。同時に、一人ひとりの市民がまちづくりの担い手として、自ら、あるいは行政と一緒に、その力をまちづくりに発揮していくことができる環境づくりに努めなければならない。

このため本市では、平成19年4月から「岐阜市住民自治基本条例」を施行。「市民はまちづくりの主権者である」ことを基本理念に、市民の権利と役割及び市の責務を明確にするとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進する基本的な制度を定めている。

市民参画の手法は様々であり、行政のそれぞれの部局における取組みが求められる。このため、住民自治基本条例のアクションプランとして、平成20年3月に第1期計画「協働型市政運営行動計画」、平成25年3月に第2期計画となる「協働のまちづくり推進計画」を策定し、住民自治の充実を図る上で行政が果たすべき責務について定めている。

「協働のまちづくり推進計画」の概要

（3つの柱と9つの重点推進施策）

【3つの柱となる施策】

1 市民の市政参画の促進

市民の意見や提言を市政に反映させるため、市の政策決定を行う過程にさまざまな形で市民の参画を得てその意見を聴くとともに、市民が持つアイデアや活力を市政に取り入れて活用する仕組みを確立する。

（1）市政参画制度の充実

市民が市に対して経常的かつ能動的に意見・提言できる仕組みづくり。

（「パブリックコメント手続」の積極的な運用、「広聴制度」の充実、新たな市政参画手法の研究など）

（2）広報・情報発信

市政やまちづくりについて積極的にわかりやすく情報を発信することで、市政についての十分な情報が得られる環境整備。

（広報ぎふや各種メディアによる情報環境の充実など）

2 多様なまちづくり主体の育成と協働

市民のアイデアや活力による地域やNPOなどの主体的なまちづくり活動の促進を図る。

（1）地域との協働

自治会をはじめとした地域型コミュニティとの協働により、都市内分権の基礎的な機能を担う基盤づくりを推進。

（地域力創生事業の推進〈まちづくり協議会の支援・協働〉、都市内分権の推進についての検討など）

（2）NPO等との協働

特定の社会課題の解決という目的や使命を持ち非営利の公益活動を行う目的型コミュニティとの協働により、多様で幅広い分野の公益活動を促進。

（「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の運用、岐阜版アダプト・プログラムの運用、市民活動支援事業の拡充など）

（3）生涯学習の充実

市民がまちづくり活動について意欲的に学び、これを生かすことができる環境づくりとして、各種講座や研修など市民が学ぶ機会を拡充。

（第2次生涯学習基本計画の推進、「長良川大学」の充実など）

（4）中間支援機能の充実

市民活動に関する情報や手法・技術を集積し、相談支援機能、市民が政策立案に参画する場の提供、行政や他の市民活動団体・事業者との交流・ネットワークづくりなどの役割を持つ中間支援組織の充実を支援。

（市民活動交流センターの機能充実、生涯学習・ボランティア相談コーナーの充実など）

（5）日常的で自発的な市民運動の仕掛けづくり

市民一人ひとりの日常生活のなかに、まちづくりへの多様な関わり方があることを共有し、多くの人が気軽にまちづくりに参加できるようにテーマに応じた的確な情報を発信。

（「元気なぎふ応援基金」の運用など）

3 総合行政の推進

行政の施策の方向性を明確にし、協働のまちづくりを支える職員を育成するなど、常に市民と対話できる姿勢を持つ開かれた市政運営に努め、積極的に市民にアプローチするとともに、縦割り行政の欠点を補い、横軸を通す組織整備を図る。

（1）計画行政の推進

それぞれの分野の政策目標の達成に向けて策定された計画や指針などを市民と共有し、連携・協力して市政運営を行う体制づくり。

（岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」、行政改革プランなどの推進）

（2）協働のまちづくり推進計画の進捗管理

行動計画の推進体制の整備。

（「市民との協働推進本部」の運営と協働のまちづくり推進計画の進捗管理、「住民自治推進審議会」の運営など）

（3）職員の育成

高い政策形成能力、傾聴する能力及びファシリテーターとしての能力等を養成し、住民自治や協働についての理解と能力を持つ職員を育成するとともに、まちづくり活動に積極的に参加できる環境整備。

（「地域コーディネーター」の配置、職員の地域参画の促進、市民協働推進リーダーの設置・資質向上など）

【9つの重点推進施策】

①市民の市政参画手法の積極的な運用

パブリックコメント手続実施主任者への研修を通じ、各部で運用手法や技術を共有し政策立案スケジュール全体をとらえ、市民の意見を広く政策決定に反映していくため、多様な市政参画手法の積極的運用を図る。

また、新たな市政参画手法について研究を行う。

②地域との協働～まちづくり協議会の支援～

地域でまちづくりの輪を広げる「まちづくり協議会」を地域住民が自ら設立、主体的に運営できるよう、地域の課題発見や活動につながるノウハウの提供やコーディネーターとなる人材の発掘・育成などの支援を行う。

③生涯学習の充実

長良川大学や出前講座、あるいは中間支援機能と連携し、公益活動やまちづくり活動につながる多様な生涯学習の講座内容などを拡充する。

④より良い公共の創出～NPOとの協働～

「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の活用により、協働事業の抽出や新たな社会的課題への対応を図る。

⑤より良い公共の創出～市民活動支援事業の推進～

社会的課題解決にあたる市民活動の手法やアイデアの蓄積を図り、市民と行政が共有することで協働のまちづくりの促進を図る。

⑥より良い公共の創出

～岐阜版アダプト・プログラムの推進～

岐阜版アダプト・プログラムへの市民の理解をより深め、また企業による社会貢献活動（CSR）のきっかけとして参加を呼びかけるなど、より広い公共空間の創出を図る。

⑦中間支援機能の充実

各中間支援組織や各種団体と関わりを有する各部署による相互連携を促進するとともに、協働のまちづくりの輪を広げるために充実・活用を図る。

⑧日常的で自発的な市民運動の仕掛けづくり

万人に共通する社会的課題の解決のための日常習慣のあり方について提起し、テーマに応じて確に情報を発信する。協働のまちづくりの一手法として、「元気なぎふ応援基金」を通じて、市民の寄附意識の醸成を図る。

⑨市職員の社会貢献活動の促進

地域のまちづくりや公益活動への、職員のまちづくりへの参画を促進するための環境を整備する。

2 協働

地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっており、地域の一員として、お互いが快適に暮らすための暗黙のルールや仕組み（美化の習慣、環境の保全、景観の保持、共有財産・資源の運営、相互扶助等）が、ごく普通に機能していた。

しかし、高度経済成長期を境として、公共空間の管理をはじめ地域の課題解決も、行政への依存傾向が強まり、同時に地域におのずから培われてきたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化あるいは、住民の流動化などから、その機能が縮小していった。

その一方で、市民による自立と連携に基づくまちづくりの必要性が、改めて認識され始め、阪神・淡路大震災や日本海の重油流出事故をきっかけに、市民ボランティアの社会的評価も高まっている。

そうした中「補完性の原則」から、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決に当たり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決する。行政の果たすことのできないような、きめ細かな分野に至るまで、市民、自治会、各種団体、ボランティア、NPO団体が、支え合い、相互に補完しあって達成していくことを通じ、心のふれあいと、満足度を高めていくことが今後の地域社会の大きなテーマとなっている。

このような社会と時代背景の中で、地域を、そして岐阜市をより良くし、次代へと引き継ぐには、広く市民がまちづくりに関わる「協働のまちづくり」社会を築いていくことが大変重要である。

「協働のまちづくり」には、“市民相互の協働”と“市民と行政の協働”の二つがあると考えられる。地域住民が、互いに連携を密にし、自治活動の活性化を図るため「市民同士が支え合って、地域のまちづくりを進めることのできる社会」づくり。もう一つは、市政全般の広い分野に参画し「市民と行政がお互いに学び合い、育ち合うことのできる環境」づくりである。

これらの社会環境の構築を進めるとともに、「協働のまちづくり指針」、「住民自治基本条例」に基づき、協働の施策を展開する。

(1) 協働のまちづくり指針

地方分権の進展をはじめとする今日の社会背景のもとに、より良い生活環境と市民満足度の高い岐阜市を、住民自治の充実のもとに築くため、“協働”の理念をみんなが共有し、市民と行政そして市民相互の“協働のまちづくり”のガイドラインとしている。

内容は、第一幕の「“協働”とは」をはじめ、「みんなが主役」「自治的地域コミュニティの形成」「行政の果たす役割」「市民に期待される役割」「中間支援組織に期待される役割」の全六幕で構成されている。

また、指針のなかで、①自治活動・市民活動の促進、②明日の住民自治の枠組みづくり、③市民参画の制度拡充と行政の変革を“協働のまちづくり”を進める3本柱として示している。

(2) 住民自治組織

ア 自治会の沿革

昭和24年9月に当時22の小学校区で町内会と称していた個々の団体が、新たに任意団体として「広報委員会」の名で組織された。住民意思の市政への反映、行政の周知事項の徹底が主な目的である。さらに各校下の「広報委員会」（その後「広報会連合会」）の連携のために、「広報委員会協議会」が発足した。

昭和25年以降、近隣合併や小学校の新設などによって、連合会は順次増加し、昭和61年4月には、広報連合会49、広報会2,447と、ほぼ現在の体制になった。

昭和62年4月1日からは、「広報会」の名称は「自治会」に変更。変更にあたっては、49の連合会長が構成メンバーの岐阜市広報会連絡協議会において、長期間にわたり検討がなされた。広報会という名称が全国的にも少なく、活動内容に誤解を受ける場合も多かったこと、また「単に名前が変わるだけでなく、自治の意識を我々自身が持つとともに、市、県に協力して、地域での市民生活をより安定、向上させ、その中で市民としての自主性を生かし活動する団体に組織整備を図る」目的が変更の理由である。

なお、それまで用いられてきた「校下」の名称は、平成6年4月に、「校区」に変更された。

平成29年4月時点では、50の自治会連合会のもとに、2,568の自治会（1自治会の平均世帯数4.3）と10,701の班（組）が結成されている。また、各自治会連合会の連携のため、ほぼ月に1回の割合で自治会連絡協議会が開催されている。

イ 自治会活動活性化（平成29年度予算）

自治会連合会運営費補助金 30,837千円
広報板設置補助等 2,010千円

ウ 地域力創生事業

自治会連合会地域を単位とし、それぞれの地域で「まちづくり協議会」を組織。地域の特性を生かしたまちづくりや地域が抱える課題解決を図る。

地域に設置された「まちづくり協議会」に対し、地域コーディネーターの派遣や運営費の補助を行う。

(3) 市民活動活性化

ア 岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”

自治会など活動団体と公共空間の管理者である行政が覚書を締結し、それに沿って美化活動が展開される場合、保険の適用、サインボードの設置を市が行う制度。平成15年度に策定の「岐阜市協働のまちづくり指針」に示す「行政にゆだねられた公共」からみんなで育てる「新たな公共」を具体化する1手法。平成28年度末、147団体と覚書を結んでいる。

イ 市民活動支援事業

地域社会の課題解決を図る事業に対して、助成する制度。公開のプレゼンテーションを行い、助成団体を決定。その後、年度末には活動内容の報告会も行う。

25年度は18団体、26年度は24団体、27年度は24団体、28年度は25団体の事業が助成対象となった。

ウ 市民参画賞

主体的かつ自発的な活動により、まちづくりに先導的役割を果たしたと認められる個人、団体に対し、「市民参画賞」を授与する。

エ NPOとの協働事業推進のためのガイドライン

多様な市民ニーズへ対応し、新たな地域社会を創造していくために、自主的・主体的に社会的課題の解決に取り組んでいるNPO（NPO法人や各種の市民活動団体）と市が協働して、公共的な事業を計画・実施していくことが求められている。

NPOと市が、互いの特長を生かしながら協働していくための、考え方や手法をガイドラインとして整備した。

<主な内容>

○呼びかけの場・協議の場

NPO、市の双方から事業提案を行い、対等の立場で協議していく場を、市民活動交流センターを窓口にして設置。

○岐阜市市民活動団体登録制度

呼びかけや協議をスムーズに行うために、市

と協働して事業を行う意志のある団体の申請を受け、登録する制度を整備。

オ 中間支援組織

多様な市民活動を支援するため、以下の組織を開設、または運営している。

(1) 市民活動交流センター

(岐阜市司町40-5・みんなの森 ぎふメディアコスモス1階)

内容：NPO・ボランティア活動の促進・支援など

(2) まちづくりサポートセンター

(平成28年8月設立)

(岐阜市司町40-5・みんなの森 ぎふメディアコスモス1階)

内容：まちづくり協議会等の活動の促進・支援など

(3) 生涯学習・ボランティア相談コーナー

(岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアG 2階)

内容：依頼者と活動希望者のコーディネーターや相談、情報提供など

3 市民相談

(1) 市民相談

市民からの様々な相談に応じるため、昭和47年6月1日に相談員を常駐させた市民相談室を開設し、法律相談をはじめ、各種相談に無料で応じている。

なお、本事業の充実を図るため市職員のほか、専門相談員として弁護士、税理士、建築士、司法書士等の有資格者に依頼し、相談の充実を図っている。

相談実績 (平成28年度) (単位：件)

交通事故	くらしの相談	労働なんでも	職業	法律
36	494	71	143	1,061
行政	人権	不動産	心配ごと	建築
3	14	111	63	31
税務	登記	土地境界	公証	結婚
212	246	37	15	1,235
合 計				
3,772				

(2) 市長への手紙

市民とともによりよい市政を進めていくために、市民が直接市政に意見を述べる「市長への手紙」の制度を、昭和46年5月1日から実施している。

市民からの提案、意見は手紙や専用ファックス、ホームページからのEメールで受け付け、その処理に当たっている。

4 男女共同参画

男女共同参画推進事業

本市は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に岐阜市男女共同参画推進条例を制定した。これに基づき、市民・事業者一人ひとりが男女共同参画への理解を深め、取り組みを進めていくための働きかけを行うとともに、男女共同参画に関する施策を総合的に推進している。

(1) 男女平等・男女共同参画の啓発

市民・事業者への啓発のため、講座・講演会の開催、啓発冊子の作成・配布、岐阜市男女共同参画優良事業者表彰などを行っている。

(2) 岐阜市男女共同参画基本計画の推進

平成25年3月に策定した「第2次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)」の進捗状況を調査し、岐阜市男女共同参画推進審議会に諮り、その評価に基づき推進に努めている。

市の審議会・委員会等委員における女性比率
(平成28年6月1日現在) 33.2%

(3) 女性センター事業

ハートフルスクエアG内にある女性センターは、学習・情報・交流・相談の4つの機能を持ち、男女の自立と男女共同参画の推進を目指した事業として、仕事と生活の調和を促進するための「ワーク・ライフ・バランス講座」、再就職や新たな分野での活動を支援するための「チャレンジ支援講演会」、「チャレンジ支援セミナー」や市民が自主的に開設する「ぎふし男女共同参画こらぼ講座」等、各種講座を開催している。また、「ハートフルフェスタ2017」では、市内で活動する団体や個人も多数加わり、交流の場を設けている。さらに、面接及び電話による各種相談にも無料で応じている。

5 人権教育・啓発

21世紀は、「人権の世紀」といわれている。国連では、1995～2004年を「人権教育のための国連10年」と定め、国際的規模で人権尊重の取り組みを進めた。引き続き人権教育は必要であるとの認識から、「人権教育のための世界計画」を採択し、2005年から第1フェーズを実施後、2010年から第2フェーズ、2015年から第3フェーズとして取り組みを継続している。

これらのことに呼応して、日本政府は、1997（平成9）年7月、わが国における「国内行動計画」を発表し、その中で人権における重要課題を位置づけ、解決に向けた取り組みを始めた。

その後、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布、施行し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するため、人権教育・啓発に関する施策を策定、実施することを、地方公共団体の責務とした。また、この法律の第7条の規定に基づき、2002（平成14）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めると共に人権感覚を十分に身に付けることを目指して、2004（平成16）年に「人権教育の在り方について〔第1次とりまとめ〕」を、2006（平成18）年に〔第2次とりまとめ〕を2009（平成21）年に〔第3次とりまとめ〕を公表している。

本市においても市民一人ひとりが、人権についての理解を深め、家庭や地域社会において心の輪を広げ、人権尊重のまちづくりを推進するため、これまでの4つの基本的理念を引き継ぎつつ、前期5年の取組実績と「第7回人権に関する市民意識調査」結果を反映して、総合的な見直しを行い、2015（平成27）年3月に「第2次岐阜市（後期）人権教育・啓発行動計画」を策定した。この計画に基づき、全庁的に取り組んでいる。

人権の重要課題

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者、その他（ホームレス、拉致、人身取引等）すべての人々の人権尊重

(1) 人権感覚を高める啓発活動

ア 「人権尊重推進強調月間」（11月11日～12月10日）の取り組み（「人権の広場」、「人権パネル展」等の企画と開催）

イ その他マスメディアを活用した啓発

(2) あったかハートルームの運営

人権問題に関する企業、地域、職場、学校、個人の学習活動や研修支援。

- ・人権啓発のパンフレットや資料の作成・提供
- ・DVD、ビデオの紹介、貸し出し
- ・人権に関する図書の貸し出し
- ・人権情報の収集と発信
- ・出前講座の実施
- ・人権相談の実施

(3) 地域人権教育

ア 推進目標

すべての人間は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、その人権は、等しく尊重されなければならない。しかし、今日なお、社会の中には、人の「生まれ・生き立ち」などにかかわる偏見や差別が根強くあり、基本的人権が保障されているとは言えない。このような状況を克服するために人権尊重教育の積極的な推進を図ることは、「生涯学習」の重要な課題である。

本市における人権教育の推進目標は、みんなの幸せのため、人権尊重の精神に徹して、日常生活に見られる偏見と差別について正しく認識し、問題解決に向けて主体的な意欲をもつ人間を育てることである。

以上の見地から、人と人との心のふれあいを大切にしよう住みよい地域づくりを目指し、国際化時代に生きるためにふさわしい人権感覚の普及、高揚を図るために、学校教育と社会教育の有機的な連携のもとに、関係機関・団体等の協力を得て、“心にひびき 心をひらく”人権教育の計画的、効果的な推進に努める。

イ 推進の重点

(ア) 市民主体の人権教育の推進

各地域人権教育推進委員会等を中心に、公民館等を拠点として地域ぐるみの人権教育の推進に努める。

(イ) 人権教育指導者の育成

地域人権教育推進委員長・指導員及び社会教育団体関係者等を対象とした研修会を積極的に開催するとともに、指導者用資料を作成し資質の向上に努める。

(ウ) 市民の人権研修の充実

講師団の充実、教育・啓発用資料の充実、人権課題に関する基本的知識の明確化などにより、研修の充実に努める。

(エ) 地域交流の推進

講座、講演会等を通じ、同和問題等人権問題に対する正しい理解を深め、地域における相互交流を推進する。

(オ) 人権教育推進のための連携

教育委員会と他部局との有機的な連携を図る。
学校と地域の連携を密にした地域ぐるみの人権学習の推進に努める。

(4) えせ同和行為の一掃

(5) 黒野共栄館・黒野公民館（黒野会館）

学習を通して、地域住民と交流する場として設置。

開設 昭和57年4月1日
総工費 174,057千円
(土地、物品購入費を含む)
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積 1,498.68㎡
延床面積 669.49㎡
1階 341.97㎡
2階 327.52㎡
事業 成人講座、ハートフル住民講座、啓発広報事業（会館だより）、相談事業（人権、生活、教育、職業）、

交流事業（会館まつり）、各種団体活動支援

(6) 早田教育集会所

同和問題の理解と認識を深め、地域住民の社会教育活動を助長するための教育施設として設置。

開設 昭和53年4月1日
総工費 60,957千円
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積 297.78㎡
延床面積 224.19㎡
事業 定期講座（料理、手編、木目込人形、紙粘土、パン、パッチワークキルト、水墨画、絵手紙）、特別講座（親子パン、おりがみ、子ども造形、親子料理、寄せ植え、入門・ヨガ）、教養講座（習字、生花）、市民講座（同和問題等人権問題）、文化祭（友と美のまつり）、クラブ活動、交流活動

(7) 人権擁護委員との連携

(8) 更生保護事業への協力

同 和 対 策 事 業 実 績（平成28年度累計）（単位：千円）

区 分	同和対策事業 特別措置法	同和対策事業 特別措置法延長	地 域 改 善 特別措置法	地 対 財 特 法	地 対 財 特 法 の 延 長	地 対 財 特 法 の 再 延 長	人権教育啓発推進法 (一般対策・残事業)	累 計
	昭和44 ～53年度	昭和54 ～56年度	昭和57 ～61年度	昭和62 ～平成3年度	平成4 ～8年度	平成9 ～13年度	平成14 ～28年度	昭和44 ～平成28年度
物 的 事 業 A	2,132,475	731,895	588,090	152,327	108,827	12,787	0	3,726,401
非 物 的 事 業 (教育・啓発を除く)	20,821	30,990	32,639	19,924	10,677	10,198	154,978	280,227
非 物 的 事 業 (教育・啓発)	39,504	42,002	92,234	129,644	154,547	128,517	227,925	814,373
非 物 的 事 業 計 B	60,325	72,992	124,873	149,568	165,224	138,715	382,903	1,094,600
総事業費(A+B)	2,192,800	804,887	712,963	301,895	274,051	151,502	382,903	4,821,001

6 国際交流・多文化共生

国際化社会の進展を背景に、市民の国際理解を深めるため、国際交流の推進はその意義を一層深めている。

本市の海外との交流は、日中国交正常化前の1962年に現在の友好都市である中国・杭州市との間で日中不再戦の碑文の交換を行って、両国の恒久平和を願ったことに始まる。その後、杭州市を含めて海外6都市と友好姉妹都市の盟約を結び、これら友好姉妹都市との交流を

中心に国際交流を展開している。

この間、多様な分野で民間の国際交流団体の活動が活発化し、本市の国際交流の推進に果たす役割はますます大きくなっている。（公財）岐阜市国際交流協会においても中間支援組織として、民間団体を支援し、連携を図っているところである。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を行うホストタウンに本市がスロバキ

ア共和国を相手国として平成28年12月9日に登録された。「信長公のおもてなし」が息づくホストタウンとして、スポーツや文化など幅広い分野で交流を進めている。

一方、近年、外国人市民の定住化、長期滞在化の傾向が見受けられる中、本市においても、一人一人が互いの文化や考え方を理解し合い、人権を尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる多文化共生社会の実現が求められている。

多文化共生をより一層進めるために、平成27年3月に策定した「誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして」を基本理念とした「岐阜市多文化共生推進基本計画」に基づき、各種施策に取り組んでいるほか、日本人市民と外国人市民の交流、学び、創造の場として、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」内に「多文化交流プラザ」を設置し、多言語による外国人市民向けの相談窓口の開設や交流イベントなどを実施している。

また、平成28年3月には、「岐阜市多言語案内表示ガイドライン」を作成し、外国人市民や岐阜市を訪問する外国人にもわかりやすい案内表示の整備に取り組んでいるほか、「岐阜市多文化共生シンボルマーク」を作成し、多文化共生推進に対する市民意識の高揚を図っている。

平成29年3月には、「岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定」を（公財）岐阜市国際交流協会と締結した。地震などの大規模災害が起きた際に、「岐阜市災害時多言語支援センター」をぎふメディアコスモス内に設置し、災害情報の翻訳や避難所巡回など、外国人被災者及び外国人被災者のいる避難所の支援を行う。

(1) 友好姉妹都市交流

ア フィレンツェ市（イタリア）

姉妹都市提携 昭和53（1978）年2月8日
交流分野 平和、市民交流、歴史、学術、文化、産業、教育

イ 杭州市（中国）

友好都市提携 昭和54（1979）年2月21日
交流分野 平和、市民交流、学術、文化、観光、経済、教育、行政

ウ カンピーナス市（ブラジル）

姉妹都市提携 昭和57（1982）年2月22日
交流分野 平和、市民交流、環境、学術、教育、スポーツ

エ シンシナティ市（アメリカ）

姉妹都市提携 昭和63（1988）年5月11日

交流分野 平和、市民交流、中心市街地、教育、経済、学術、文化

オ ウィーン市マイドリング区（オーストリア）

姉妹都市提携 平成6（1994）年3月22日
交流分野 平和、市民交流、学術、文化、環境、教育

カ サンダーベイ市（カナダ）

姉妹都市提携 平成19（2007）年5月28日
交流分野 平和、市民交流、環境、多文化共生、経済、教育、スポーツ

(2) 多文化共生

ア 多言語による相談窓口の設置

・英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語

イ 「生活ガイドブック」の作成、配付

ウ 岐阜市外国人市民会議による外国人市民からの意見聴取

エ 岐阜市国際交流ボランティア制度

国際交流ボランティアとして登録した者が本市等が実施する事業に参加し、市民レベルでの国際交流及び多文化共生を推進する。

活動内容及び登録数

※平成29年3月31日現在

(ア) ホストファミリーボランティア

84家族

(イ) 語学ボランティア

184人

(ウ) 文化紹介ボランティア

144人

(エ) 企画・運営ボランティア

170人

(オ) 在住外国人支援ボランティア

190人

7 生涯学習

(1) 第2次岐阜市生涯学習基本計画

「生涯学習によるまちづくり」

本市では、平成8年度に岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」を策定して以来、この基本計画に従って、生涯学習振興施策を実施してきた。しかし、基本計画策定後10年が経過したことや本市の生涯学習を取り巻く環境が変化したことをかんがみ、基本計画「第2次岐阜市生涯学習基本計画」を策定した。

第2次岐阜市生涯学習基本計画では、生涯学習基本構想の「5つの基本方針」を基礎とし、平成18

年度に実施した市民意識調査、岐阜市民生涯学習推進協議会等の議論のうえ生涯学習振興の「3つの重点課題」を掲げている。

引き続き、第2次岐阜市民生涯学習基本計画に基づき、「生涯いつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」生涯学習社会を目指していくとともに、学んだ成果を地域づくり・まちづくりに生かしていきける「生涯学習によるまちづくり」を推進していく。

ア 基本方針

- (1) 市民主体の生涯学習を推進します。
- (2) 岐阜市の特徴を生かして推進します。
- (3) 現代的課題に対応して推進します。
- (4) ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します。
- (5) 地域づくりの一環として推進します。

イ 3つの重点課題

- (1) 現代的課題を中心とした学習機会・学習情報の充実
- (2) 生涯学習の成果が生かされる環境づくり（仕組みの整備）
- (3) 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設の体系化

(2) 生涯学習「長良川大学」

平成8年6月1日、生涯学習の一つとして、学びたいことが学びやすいように、さまざまな学習機会をライフステージ・領域ごとに整理、体系化し、生涯学習「長良川大学」の名称で開講した。

行政提供の講座、市内、近郊の大学・短期大学及び工業高等専門学校の公開講座、市職員及び企業・税務署、岐阜財務事務所、東海総合通信局、年金事務所、裁判所等担当者の出前講座の3部門があり、合計で1,000講座を超える。

- ・生涯学習「長良川大学」ガイドブック発行
- ・「まなびすと手帳」作成、受講者に配付
- ・10単位以上取得者に賞讃状を交付

(3) 岐阜市生涯学習センター

本市の生涯学習を推進する拠点としてJR岐阜駅高架下に整備された生涯学習拠点施設「ハートフルスクエアG」内に開館した。

なお、ハートフルスクエアGには、生涯学習センターのほか、女性センター、図書館分館、体育ルーム、消費生活センターが整備されている。

・ハートフルスクエアG

所在地 橋本町1丁目10番地23

開館	平成14年1月26日
指定管理者	(公財)岐阜市教育文化振興事業団
構造規模	鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄骨造2階建
敷地面積	4,828.12㎡
建物面積	11,555.39㎡

	室名
1階	エントランス、図書館分館、体育ルーム、消費生活センター
2階	[生涯学習/女性センター] 大研修室、中研修室、研修室50、研修室30、小研修室1~4、和室研修室1~2、クラフト室、音楽スタジオ(大)、音楽スタジオ(小)1~2、パソコンルーム、交流サロン、市民活動ルーム、情報コーナー、展示コーナー、平和資料室、こどもの部屋、相談室1~2、喫茶コーナー、総合事務所
3階	駐車場(53台)

(4) コミュニティセンター

「みんなの参加と連帯でつくる市民主体都市」を築くためには、市民一人一人が地域に関心と愛着を持ち、ふれあいを大切に、助け合い、進んで自治を支える市民意識がその原動力と思われる。

そのため、昭和55年に全市を5つのコミュニティ行政区に区分し、地域住民代表の直接参加によるコミュニティセンターを整備することとし、その管理運営を地元に委託した。現在は8館となり、平成17年度からは、指定管理者制度を導入している。

ア 東部コミュニティセンター

所在地	芥見4丁目80番地
開館	昭和57年4月9日
指定管理者	岐阜市東部コミュニティセンター運営委員会
構造規模	鉄筋コンクリート造2階建
敷地	5,093㎡
建物	2,839.74㎡
附属設備	自転車置場

	室名
1階	事務室、集会室、音楽室、教養娯楽室、会議室、ふれあい保健センター、大集会室、防災会議室、資機材倉庫
2階	サークル室、多目的室、料理講習室、試食・会議室、趣味の工作室、チビっ子室、図書室

イ 西部コミュニティセンター

所在地 下鶴飼1丁目105番地
 開館 昭和58年4月16日
 指定管理者 岐阜市西部コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 4,177.66㎡
 建物面積 2,239.77㎡
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、防災会議室、資機材倉庫
2階	小会議室、料理教室、チビっ子室、図書室、大集会室

ウ 北部コミュニティセンター

所在地 八代1丁目11番13号
 開館 昭和59年4月28日
 指定管理者 岐阜市北部コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 4,467.17㎡
 建物面積 2,180.94㎡
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、防災会議室、チビっ子コーナー、資機材倉庫
2階	サークル室、多目的室、音楽室、大集会室

エ 南部コミュニティセンター

所在地 加納城南通1丁目20番地
 開館 昭和60年4月13日
 指定管理者 岐阜市南部コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 4,191㎡
 建物面積 2,487.76㎡
 (南部東事務所併設)
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、会議室、チビっ子室、資機材倉庫
2階	サークル室、多目的室、音楽室、防災会議室、大集会室

オ 日光コミュニティセンター

所在地 日光町9丁目1番地3
 開館 昭和61年4月19日
 指定管理者 岐阜市日光コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 3,838.26㎡
 建物面積 2,023.90㎡(日光事務所、日光児童センター併設)
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、多目的室、資機材倉庫、ふれあい保健センター
2階	大集会室、集会室、生活相談室、教養娯楽室、サークル室、会議室

カ 長森コミュニティセンター

所在地 前一色1丁目2番1号
 開館 平成3年11月19日
 指定管理者 岐阜市長森コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 4,523㎡
 建物面積 2,728.74㎡
 (東青少年会館併設)
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、防災会議室、多目的室、音楽室、チビっ子コーナー、資機材倉庫、図書室、談話室、ふれあい保健センター
2階	スポーツ室、料理教室、試食室、サークル室、集会室、教養娯楽室、大集会室、研修室

キ 市橋コミュニティセンター

所在地 市橋6丁目13番25号
 開館 平成9年4月1日
 指定管理者 岐阜市市橋コミュニティセンタ
 ー運営委員会
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 敷地面積 4,391㎡
 建物面積 3,398.32㎡(市橋デイサービスセンター、市橋幼児支援教室併設)
 附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、防災会議室、チビッ子コーナー、多目的コーナー、資機材倉庫、ふれあい保健センター
2階	サークル室、スポーツ室、小会議室1～3、音楽室、料理教室、試食室、和室会議室、教養娯楽室、大集会室

構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積 4,508.25㎡
建物面積 2,766.21㎡(岐阜北消防署三輪分署、北部事務所三輪連絡所併設)
附属設備 自転車置場

	室名
1階	事務室、防災会議室、チビッ子コーナー、資機材倉庫、ふれあい保健センター、北部事務所三輪連絡所
2階	スポーツ室、教養娯楽室、サークル室、音楽室、料理教室・試食室、大集会室

ク 北東部コミュニティセンター

所在地 福富迎田6番地1
開館 平成16年12月12日
指定管理者 岐阜市北東部コミュニティセンター運営委員会

ケ 各コミュニティセンター利用状況

区分	総数	東部	西部	北部	南部	日光	長森	市橋	北東部	
		コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティセンター	
平成19年度	回数	25,226	3,096	2,345	3,479	3,278	2,634	3,742	4,113	2,539
	人数	616,970	82,776	52,817	101,104	73,228	64,547	79,176	104,890	58,432
平成20年度	回数	25,796	3,238	2,360	3,555	3,428	2,614	3,837	4,225	2,539
	人数	633,923	97,271	52,564	97,546	77,344	60,638	84,896	106,743	56,921
平成21年度	回数	26,157	3,113	2,363	3,679	3,553	2,701	3,570	4,441	2,737
	人数	638,162	90,902	53,166	98,545	82,681	62,165	76,381	110,026	64,296
平成22年度	回数	26,582	3,344	2,271	3,537	3,603	2,816	3,518	4,874	2,619
	人数	632,723	95,821	46,872	97,023	80,175	59,117	74,247	115,654	63,814
平成23年度	回数	26,906	3,499	2,325	3,554	3,626	2,848	3,614	4,958	2,482
	人数	653,749	105,682	55,011	103,083	87,876	63,041	73,659	117,457	47,940
平成24年度	回数	26,804	3,594	2,309	3,463	3,629	2,840	3,686	4,669	2,614
	人数	625,761	106,363	47,801	87,614	78,302	63,485	79,652	111,278	51,266
平成25年度	回数	25,888	3,396	2,258	3,495	3,490	2,754	3,503	4,417	2,575
	人数	610,979	91,299	45,481	92,623	72,799	62,282	80,347	107,191	58,957
平成26年度	回数	25,727	3,314	2,195	3,479	3,497	2,664	3,716	4,336	2,526
	人数	605,091	80,043	43,956	91,477	78,200	61,958	82,520	108,864	58,073
平成27年度	回数	25,334	3,254	2,182	3,541	3,558	2,613	3,518	4,119	2,549
	人数	602,494	82,653	41,967	93,952	77,590	63,608	80,263	104,939	57,522
平成28年度	回数	24,942	3,149	2,217	3,563	3,580	2,496	3,493	3,804	2,640
	人数	596,120	81,667	41,855	92,738	75,971	59,173	78,407	104,285	62,024

(5) 柳津生涯学習センター

位 置	柳津町下佐波1丁目7番地
構造規模	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	2,955.19㎡(駐車場含む)
建築面積	510.52㎡
延床面積	750.57㎡
1階面積	482.53㎡
2階面積	268.04㎡

施設	使 用 料			
	午前	午後	夜間	終日
	午前9時から 正午まで	正午から 午後6時まで	午後6時から 午後9時半まで	午前9時から 午後9時半まで
柳津生涯学習センター				
多目的ホール	1時間につき 560円	1時間につき 560円	1時間につき 660円	6,030円
第1研修室	1時間につき 170円	1時間につき 170円	1時間につき 210円	1,900円
第2研修室				
第1会議室				
第2会議室	1時間につき 170円	1時間につき 170円	1時間につき 210円	1,900円
第3会議室				
調理室	1時間につき 510円	1時間につき 510円	1時間につき 580円	5,380円
もえぎの里生涯学習センター				
会議室兼ミーティングルーム1	1時間につき 510円	1時間につき 510円	1時間につき 580円	5,380円
会議室兼ミーティングルーム2	1時間につき 250円	1時間につき 250円	1時間につき 290円	2,710円
集団指導室	1時間につき 250円	1時間につき 250円	1時間につき 290円	2,710円
栄養指導室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 230円	2,160円
調理室	1時間につき 510円	1時間につき 510円	1時間につき 580円	5,380円

(6) 柳津地区学習等供用施設

施設名	所在地	構造規模	敷地面積	建築面積	1階面積	2階面積	指定管理者
東栄会館	柳津町東塚2丁目151	鉄筋コンクリート造2階建	1,406.27	224.79	189.64	154.21	東栄会館管理運営委員会
本郷会館	柳津町蓮池1丁目78	鉄筋コンクリート造2階建	817.00	217.31	175.54	160.20	本郷会館管理運営委員会
北塚会館	柳津町北塚2丁目60-1	鉄筋コンクリート造2階建	768.16	190.30	183.05	143.98	北塚会館管理運営委員会
南塚会館	柳津町南塚4丁目35	鉄筋コンクリート造2階建	1,177.00	201.60	173.43	166.42	南塚会館管理運営委員会
宮上ふれあい会館	柳津町上佐波2丁目326	鉄筋コンクリート造2階建	884.80	219.10	176.86	156.72	宮上ふれあい会館管理運営委員会
宮下コミュニティ会館	柳津町下佐波4丁目37	鉄筋コンクリート造2階建	965.00	195.70	186.70	153.00	宮下コミュニティ会館管理運営委員会
高桑コミュニティ会館	柳津町高桑3丁目28	鉄筋コンクリート造平屋建	1,646.00	366.94	346.65	—	高桑コミュニティ会館管理運営委員会

(7) 平和啓発

昭和63年7月1日、世界全人類の恒久的平和を願って「平和都市宣言」を行った。この宣言をもとに市民から平和の折り鶴を募集した。

平成14年1月26日に、岐阜空襲を伝える平和資料室をハートフルスクエアG内にオープンし、平和啓発事業を行っている。

8 芸術文化

本市は「—感動、そして生きる喜び— 岐阜市芸術文化振興指針」を平成18年度に策定し、市民の芸術文化に対する意識を高めるとともに実効性ある芸術文化の振興施策の推進と市民の芸術文化活動の促進を図っている。

(1) 芸術文化振興

ア 芸術文化の創造活動への参加機会の充実

岐阜市民文化祭

- ・第29回岐阜市民芸術祭

部門	公演名称	公演日
演劇部門	ぎふ演劇シーズン2016	9月18日～ 12月11日
邦楽部門	英姿颯爽秋奏歌	10月9日
洋楽部門	洋楽部会推薦 リサイタルシリーズvol.6	10月23日
	公開オーディションによる 第17回岐阜市新進演奏家コンサート	11月20日
邦舞部門	長良川おどり	10月30日
洋舞部門	GIFUダンスフェスティバル2016	12月11日

・第69回岐阜市美術展覧会

日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、グラフィックデザインの7部門について、市民から作品を公募し審査を行った上で、10月8日から10月16日までみんなの森ぎふメディアコスモスにおいて作品を展示した。

・第52回岐阜市文芸祭

短編、児童文学、現代詩、歌詞、短歌、俳句、川柳、連句、狂俳の9種目について、

一般の部を開催したほか、平成16年度からは、創作、詩、短歌、俳句、川柳の5種目について、小中学生の部を開催している。作品を公募し審査を行った上で、ハートフルスクエアGにおいて作品展を行うとともに作品集を作成した。

イ 地域文化の再認識

地域に培われてきた文化を再発見・再認識し、大切にしていく機運を醸成していくため、「岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～」を開催している。伝統的建造物等において、民話や音楽などのライブを市民との協働で開催している。

また、年間を通して、岐阜の民話を学ぶ朗読講座を開催し、講座修了生による朗読隊を結成する。

ウ 優れた伝統文化に接する機会の拡充

清流長良川と金華山を背景にした河川敷の特設舞台において、一流能楽師による「長良川新能」を市民と一緒に開催している。鶉篝火から火入れを行う新能は全国に例はなく、岐阜の夏の風物詩として定着している。

エ 芸術文化を担う人材の育成

(ア) 地元アーティストが地域の小学校に出向いてコンサート等を行う「子どもの感性を育てるアートライブ」を実施している。地元アーティストの活躍の場を拡充するとともに、子どもたちが芸術文化に親しみ、活動する機会を通して、創造力を養い、豊かな感受性を育むことのできる環境づくりを推進する。

(イ) 岐阜市で活躍している、または岐阜市出身・ゆかりの芸術家が各中学校に出向き、生徒たちとの演奏や芸術体験などのパフォーマンスを交えながら、文化・芸術に対する情熱を語り伝えてもらう「ウエルカム！アーティスト」を実施している。岐阜市ゆかりの芸術家の活躍の場を拡充するとともに、子どもたちが本物の文化・芸術にふれる機会の充実を図っている。

オ 文化・芸術に触れる機会の充実

(ア) 誰もが気軽に音楽に触れられる機会を提供するとともに、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を中心とした文化によるにぎわい創出を図り、中心市街地を散策しながら、音楽と触れ合う空間を創出する「さんぽ de 野外ライブ」を開催している。

(イ) 岐阜の「ほんもの」を見直し、育み、活用していく“スローライフぎふ運動”を広く発信する。冬至の日に、「こよみのよぶね」を開催している。

(ウ) 「みんなの森 ぎふメディアコスモス」の展示室を活用したメディアコスモス新春美術館を開催している。

子どもから高齢者まで、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を訪れた市民が、気軽に芸術鑑賞できる機会を提供し、感動を与え、文化芸術への関心度を高める。

また、文化の拠点にふさわしい施設として、岐阜市出身、またはゆかりの芸術家の作品を紹介し、岐阜市の文化を全国に発信していく。

(2) 文化会館

ア 岐阜市文化センター

旧市民センターは、昭和28年に建設され、市民の文化・スポーツ・レクリエーション行事などの中心として利用されてきたが、建物の老朽化がはなはだしく改築が決定された。

そのため、市民の各界各層の代表者からなる「市民センター改築構想懇談会」を昭和55年に設置し、本市のシンボリック拠点施設にすべく検討を重ね、そこで示された構想を基本に「市民センター改築設計競技」を行い、その最優秀作品を採用した。

昭和59年11月3日の開館以来、本市の文化振興の拠点推進施設として、多くの市民に親しまれている。

(ア) 施設

総工費	38億円
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
敷地面積	3,537.39㎡
建築面積	3,224.63㎡
建築延面積	10,270.21㎡
指定管理者	一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

施設室名	収容定員	備考
催し広場	1,800～2,000	移動椅子 控室2室
小劇場	500	固定椅子 楽屋4室
練習室	50	
展示室	150	机使用の場合は120人
第1・2会議室	各30	
音楽室	30	
録音室	4	
音楽スタジオ	10	
第1・2美術工芸室	各20	第2美術工芸室 七宝7人 彫金7人

和室（舞台付）	120	
和室（茶室付）	30	
囲 碁 室	60	（30卓）
街並ギャラリー	1区画3面	
シャワー室	敷1ヶ所ずつ	

（イ）使用料

（平成28年4月1日現在）

使用区分		時間区分		夜 間	全 日	午前8時以前及び午後9時30分以後1時間につき	摘 要
		午 前	午 後				
催し広場	平 日	42,100円	67,800円	83,300円	166,600円	20,500円	入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
	土・日・休日	55,500	91,500	111,000	222,100	27,700	
小 劇 場	平 日	11,310	22,620	24,680	50,400	6,270	
	土・日・休日	15,420	27,770	32,910	66,850	8,330	
練 習 室		2,460	4,210	5,040	9,970	1,230	
展 示 室	展示室として使用する場合	午前9時から午後5時まで	13,370	午前9時以前及び午後5時以後1時間につき		1,640	
	会議室として使用する場合	午前9時から正午まで		午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午前9時以前及び午後9時30分以後1時間につき	
会議室（第1・第2各室につき）		4,420	7,500	7,500	16,450	1,950	
会議室（第1・第2各室につき）		2,360	3,080	3,080	7,610	820	
音楽室・音楽スタジオ（各室につき）		920	1,440	1,440	3,290	410	
録音室（備品使用を含む）		5,040	6,680	6,680	16,450	1,640	
美術工芸室（第1・第2各室につき）		920	1,440	1,440	3,290	410	
和 室（舞 台 付）		4,420	7,500	7,500	16,450	1,950	
和 室（茶 室 付）		1,950	2,460	2,460	6,370	720	
囲 碁 室		1人1回	610円（入室料）				
街 並 ギ ャ ラ リ ー		1区画7日間	5,040円（1区画は3面）				
シ ャ ワ ー 室		1回につき	1,640円				
暖 房 料 及 び 冷 房 料		1時間につき	13,880円以内で市長が定める額				
備 品 及 び 附 属 設 備		1件につき1回	13,880円以内で市長が定める額				

イ 岐阜市民会館

昭和40年12月1日長い間市民の憩いの場として親しまれてきた旧公会堂は、時代の推移とめざましく発展する郷土にふさわしい殿堂をとの要望から、これを取り壊し、昭和42年2月1日同地に市民会館が建設された。

開館以来、多くの市民に愛され、利用されてきた市民会館は、地域の芸術文化の拠点施設として、大きな役割を果たしている。

（ア）施 設

本 館

総 工 費	5億7,384万円
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上4階
敷 地 面 積	5,432.88㎡
建 築 面 積	3,148.92㎡
建 築 延 面 積	8,265.74㎡
指 定 管 理 者	一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

施設室名	収容定員	備 考
大 ホ ー ル	固定 1,501	楽屋 4 室
展示ギャラリー		
会 議 室 8 0	80	椅子のみ使用で最大180人
会 議 室 4 8	48	
多目的ルームA・B	各 48	
練 習 ス タ ジ オ	60	
和 室	32	
シ ャ ワ ー 室	男女1ヶ所ずつ	

(イ) 使用料

(平成29年4月1日現在)

使用区分	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	午前 8 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	摘 要
		午前 8 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時から午後 9 時 30 分まで		
大 ホ ー ル	平 日	32,900円	55,500円	64,800円	130,600円	16,400円	入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。 ただし、準備、撤走、リハーサル等のために使用する場合その他市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、この表に定める額とする。
	土・日・休日	43,200	64,800	86,400	173,800	21,600	
展示ギャラリー	展示使用	午前 9 時から午後 5 時まで		午前 9 時以前及び午後 5 時以後 1 時間につき			
		16,450		2,050			
展示以外	展示以外	午前 9 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	
		8,120	13,370	13,370	29,820	3,390	
会 議 室 8 0	展示使用	午前 9 時から午後 5 時まで		午前 9 時以前及び午後 5 時以後 1 時間につき			
		13,370		1,640			
展示以外	展示以外	午前 9 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	
		6,680	11,310	11,310	24,680	2,770	
会 議 室 4 8 多目的ルームA 多目的ルームB	展示使用	午前 9 時から午後 5 時まで		午前 9 時以前及び午後 5 時以後 1 時間につき			
		6,060		820			
展示以外	展示以外	午前 9 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	
		3,290	4,320	4,320	11,310	1,130	
練 習 ス タ ジ オ	展示以外	午前 9 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	
		3,900	5,240	5,240	13,160	1,330	
和 室	展示以外	午前 9 時から正 午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時以前及び午後 9 時 30 分以後 1 時間につき	
		1,440	1,950	1,950	4,930	510	
シ ャ ワ ー 室		1 回につき		1,130円			
暖 房 料 及 び 冷 房 料		1 時間につき		6,990円以内で市長が定める額			
備 品 及 び 附 属 設 備		1 件につき 1 回		13,880円以内で市長が定める額			

(3) 自主文化事業

自主文化事業は、「市民の劇場」という名称で昭和49年度から実施し、市民の芸術、文化及び教養の向上と福祉の増進を図るため、国内外の優れた舞台芸術を低料金で鑑賞できる機会を提供する鑑賞型

の事業、市民自らが舞台芸術に参加し創造性を高める参加型の事業並びに民俗芸能の伝承保存や青少年の芸術活動への参加醸成を目的とした普及啓発型の事業などを企画実施している。

公 演 名 称	公 演 日	会 場
ぎふ市民ジャズ・ビッグバンド 「楽市JAZZ楽団」事業	練習：平成28年4月～平成29年1月 プレイベント：平成28年11月3日、12月23日 ジャズフェス：平成29年1月15日	市民会館大ホール 文化センター催し広場ほか
戯曲づくりワークショップ&リーディング発表会	ワークショップ：平成28年6月11日、25日、7月16日、8月6日、9月17日、10月15日、29日、11月5日、19日、29日 リーディング発表会：平成29年1月7日	文化センター小劇場ほか
子ども伝統文化体験教室・発表会 &出前講座	体験教室・発表会：平成28年8月4日、5日、7日 能楽出前講座：平成28年12月13日	文化センター展示室ほか
松竹大歌舞伎 ～中村芝雀改め五代目中村雀右衛門襲名披露～	平成28年9月21日	市民会館大ホール
音楽のおくりもの	平成28年10月22日	文化センター小劇場
第38回ぎふアジア映画祭	平成28年11月5日、6日、10日、13日、19日、20日、22日、23日、27日、29日、30日、12月3日、4日	市民会館大ホール 文化センター小劇場ほか
市民スタッフ企画vol.14 「風雲児織田信長」映画上映 &特別企画	チャレンジ企画：平成28年9月22日 映画上映&特別企画：平成28年12月17日、18日	文化センター催し広場ほか
第20回・21回市民プロデュース公演 応援プロジェクト<公募>	平成28年5月29日、7月10日、平成29年3月12日	文化センター小劇場ほか
ぎふ演劇ワークショップ	高校生：平成28年5月5日～8日 一般：平成29年2月18日、19日 中学生：平成29年3月18日、19日	市民会館大ホール 文化センター催し広場ほか
春風亭小朝独演会	平成28年12月24日	文化センター小劇場

9 (公財) 岐阜市国際交流協会

民間の国際交流団体を支援するため平成3年に設立。約2億円の基本財産の運用益等を利用し、平成7年度から民間団体の国際交流事業の助成、外国文化理解講座や外国人のための日本語講座を開設。また、民間団体等との連携を図るための事業にも取り組んでいる。なお、平成24年4月に公益財団法人岐阜市国際交流協会に名称を変更。

(1) 事業内容

ア インターナショナル・インフォメーション・スタンドの運営

多言語による行政情報、生活情報等を提供している。

イ 外国文化理解講座

外国文化の理解促進を目的として、外国人市民などを講師に、諸外国の文化や言語を紹介する講座を開催している。

ウ 外国人のための日本語講座の開講

日本で自立した生活を送るための一助とすることを目的に、日常会話で必要となる基本的な日本語を習得するための講座を開催している。

エ 草の根交流助成事業

岐阜市における国際交流、国際協力及び多文化共生を促進し、地域の活性化と文化の振興に寄与する事業を行う団体、個人に対して、助成金を交付している。

・平成28年度実績 7事業

平成27年2月に竣工、同年7月18日にオープンした。

年4回の自主事業開催を中心として賑わいの創出を図り、平成29年2月26日には累計来館者数200万人を達成した。

[来館者数の推移]

50万人達成	平成27年12月5日
100万人達成	平成28年5月8日
150万人達成	平成28年9月23日
200万人達成	平成29年2月26日

平成27年12月に施設隣地にて立体駐車場の建設に着手。

主な施設概要

- ・所在地 岐阜市司町40-5
- ・敷地面積 14,725.39㎡
- ・延床面積 15,444.23㎡
- ・建築面積 7,530.57㎡
- ・施設内容 岐阜市立中央図書館、市民活動交流センター、多文化交流プラザ、展示ギャラリー、みんなの広場カオカオ、せせらぎの並木 テニテオ等

10 みんなの森 ぎふメディアコスモス

(1) 概要

つかさのまち夢プロジェクト第1期整備事業として、都市の発展、再生に大きく寄与する重要な地区でのまちづくりを進めている。

(2) みんなの森 ぎふメディアコスモス

つかさのまち夢プロジェクトの第1期として、「知の拠点」の役割を担う岐阜市立中央図書館、「絆の拠点」となる市民活動交流センター、多文化交流プラザ及び「文化の拠点」となる展示ギャラリー等からなる複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」が完成し、“静かなる賑わい”を生み出している。

建物は世界的な建築家伊東豊雄氏による設計で、起伏のある木製格子屋根と「グローブ」と呼ばれる床から浮かんだかさが特徴である。

・貸出施設

施設名称	面積	定員	使用時間	使用区分・料金 (単位：円)	備考
かんがえるスタジオ (スタジオA-1, A-2)	各75.9㎡	各50人	9:00～21:00	1部屋使用 550／1時間 2部屋一体使用 880／1時間	2部屋を一体で使用することが可能(定員100人)
おどるスタジオ (スタジオB)	83.2㎡	50人	9:00～21:00	550／1時間	
あつまるスタジオ (スタジオC)	47.6㎡	25人	9:00～21:00	350／1時間	
つながるスタジオ (スタジオD)	35.0㎡	15人	9:00～21:00	270／1時間	
みんなのホール (多目的ホール)	333.9㎡	230人	【午前】 9:00～12:00	(平日) 13,800 (土日祝) 15,040	時間延長の使用は可能 (平日) 2,600／1時間 (土日祝) 3,340／1時間 ただし、8:00～9:00及び 21:00～22:00の使用に限る
			【午後】 13:00～16:00	(平日) 16,720 (土日祝) 17,970	
			【夜間】 17:00～21:00	(平日) 20,270 (土日祝) 23,700	
			【終日】 9:00～21:00	(平日) 48,460 (土日祝) 54,550	
みんなのギャラリー (展示室A、B)	各159.9㎡	—	9:00～21:00	1区画使用 13,990／1日 2区画一体使用 22,380／1日	拡大スペース：147.5㎡ 10,290／1日